

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

令和七年一月九日

広島県教育委員会

教育長 篠田智志

種別	名称	員数	所在地	所有者
絵画	含暉院障壁画 附 納め箱	二九幅 一合 八枚	福山市西町二丁目四番一号 広島県立歴史博物館	宗教法人 佛通寺